

# Bellevue市の1964年公民 権法の第6章に基づく苦情ガイド



## A. 概要説明

本手順は、Bellevue市によって管理されるプログラム、施設またはアクティビティに関連して1964年公民権法の第6章および関連する制定法に基づき提出されたあらゆる苦情をカバーしています。苦情申立人が他の州または連邦機関に公式な苦情を提出する権利を否定するものではなく、差別またはアクセス権に対する障害を訴える苦情について私選弁護士を求める権利を否定するものでもありません。市レベルで非公式に苦情を解決するためにあらゆる努力がなされることとなります。影響を受ける当事者と指定された仲裁人との間の非公式の仲裁会議という選択肢が解決のために利用されることがあります。いかなる種類の脅迫や報復も法律により禁じられています。

## B. 手順

あなたが人種、肌の色、国籍、英語が上手く使えないことを理由に公平に取り扱われなかったと感じられた場合、あなたにはBellevue市に公式に苦情を提出する権利があります。

### 苦情の申立方法

1. 事件から180日以内に、第6章苦情フォームにご記入ください。すべての質問に答える必要があります。
2. フォームで指示された通りに苦情をご提出ください。市は電話や対面で提供された苦情に対して行動したり回答することはありません。

### 次に起こること

1. 市は、苦情フォームを受領、検討し、追加情報が必要かどうか判定し、主張内容をさらに調査する機関が必要ならそれを決定します。
2. 市は、あなた、またはあなたが主張に係る差別に関与していると特定した者に対して、苦情の状況、そして必要に応じてその解決プロセスについて通知します。非公式に苦情を解決するためにあらゆる努力がなされることとなります。解決には、あなたとあなたが関与していると主張する者との間の非公式の仲裁会議が含まれることがあります。本手順は、懲罰的賠償金または金銭的賠償金を支払うことにはならない行政プロセスの一部です。
3. 主張に係る差別に関与しているとしてあなたが特定した者には10日の応答期間があります。
4. 苦情を調査する機関は、苦情を提出した時から60日以内に事件についての説明、面談した人物、事実認定および解決のための推奨事項を含む報告書を調製します。報告書は、その他市の職員との相談のうえ、市の弁護士によって検討、最終確定されます。

5. 調査報告書が最終確定してから15日後、市はあなたおよびあなたが事件に関与していると主張する者との面談の予定を組みます。あなたは、調査報告書の写しを提供され、事実認定に対して不服申立する権利について通知されます。あなたが他の州または連邦機関に公式に苦情を提出する権利を否定するものではなく、差別を訴える苦情について私選弁護士を求める権利を否定するものでもありません。あなたに対するいかなる種類の脅迫や報復も法律により禁じられています。本手順は、修正された1964年公民権法の第6章、1973年リハビリテーション法の504条、1987年公民権復興法、および1990年アメリカ障がい者法に基づき提出された、Bellevue市やその下部機関、コンサルタントまたは請負業者が管理するあらゆるプログラムやアクティビティに関連するあらゆる苦情をカバーしています。

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| 정보          | Information   | 情報         |
| Información |  | معلومات    |
| సమాచారం     |   | Информация |
| اطلاعات     |   | Thông Tin  |
| सूचना       | 425-452-6800  | 資料         |



別の形式、通訳、または合理的変更の要求については、少なくとも48時間前に 425-452-6168 (音声) までお電話いただくか、ADATitleVI@bellevuewa.gov にメールをお送りください。変更に関する苦情については、Bellevue市ADA、1964年公民権法第六編、機会均等担当官 (ADATitleVI@bellevuewa.gov) までお問い合わせください。